

通所介護及び介護予防通所サービス

デイサービス アビリティ佐鳴台 運営規程

(事業の目的)

第1条 営利法人株式会社 NEXT STAGE が開設するデイサービス アビリティ佐鳴台(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防通所サービスにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防通所サービスの提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者、事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービス アビリティ佐鳴台
- ② 所在地 浜松市中央区佐鳴台1丁目15-31

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 単位ごとに1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

- ・生活相談員 1名以上
- ・看護師 1名以上
- ・介護職員 2名以上
- ・機能訓練指導員 1名以上

生活相談員は利用者・利用者家族から施設のアセスメントをとり、目標設定、フォローアップ等を随時行う。また担当ケアマネージャーとの連携を図りながら市区町村の職員等に報告する。

看護師は利用者のバイタルチェックや服薬管理などの健康管理を行うとともに運動のサポートや急変時の対応を行う。

介護職員は利用者生活全般の介助を行うとともに身体の調子を把握し他の従業者と共に利用者の身体的・精神的サポートを行う。

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を送る上で必要な身体的能力の維持・向上を図るために訓練内容の立案・実施・フォローアップなどを随時行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 1階 1単位 目午前9時00分から午後4時00分
2階 2単位 目午前8時45分から午前11時45分

3単位目午後1時15分から午後4時15分までとする

- ④ 延長時間 提供時間前 1階午前8時30分から午前9時00分まで
2階午前8時15分から午前8時45分まで
提供時間後 1階午後4時00分から午後4時30分まで
2階午後4時15分から午後4時45分まで

(指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員)

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

定員 49名(通常規模)

1単位目 29名 2単位目 20名 3単位目 20名

(指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの内容及び利用料等)

第7条

1 指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定介護予防通所サービスを提供した場合の利用料の額は浜松市の定める基準による額とする。当該指定通所介護及び指定介護予防通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ① 機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 送迎
- ④ 趣味活動の支援
- ⑤ アクティビティ
- ⑥ 排泄・食事等の日常生活上の介護
- ⑦ 生活等に関する相談及び助言

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び指定介護予防通所サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、往復で1キロメートルあたり100円徴収する。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30分あたり500円を徴収する。

4 飲み物代は、100円を徴収する。

5 おむつ代は、パンツタイプ150円/1枚、尿取りパット50円/1枚を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護及び介護予防通所サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、

中央区:相生町 旭町 池町 瓜内町 海老塚町 浅田町 板屋町 海老塚 尾張町 鍛冶町 上浅田 神田町 鴨江町 北寺島町 元目町 春日町 鴨江 北田町 木戸町 紺屋町 肴町 鹿谷町 十軒町 神明町 栄町 佐鳴台 塩町 蛭塚 下池川町 菅原町 砂山町 住吉 大工町 高町 千歳町 寺島町 伝馬町 常盤町 富吉町 田町 中央 天神町 利町 中島町 茄子町 平田町 西浅田 野口町 中島 中山町 名塚町 成子町 西伊場町 布橋 法枝町 八幡町 早馬町 東田町 東伊場 広沢 文丘町 松城町 森田町 三組町 南伊場町 元魚町 元浜町 山下町 山手町 連尺町 神田町 和合町 瓜内町 卸本町 倉松町 小沢渡町 白羽町 増楽町 高塚町 田尻町 堤町 新橋町 東若林町 法枝町 三島町 本郷町 西伝寺町 米津町 入野町 大平台 神ヶ谷町 とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- ① 送迎時間
予め、利用者様の要望をお聞きした上、当事業所で定めるものとする。
道路事情等により、送迎時間が多少前後したり、変更をお願いすることもある。
- ② 服装等
利用時は活動しやすい服装、上履き・着替え・紙おむつ等は各自準備して頂く。
- ③ 健康管理
・活動の開始及び終了時には、職員により健康チェックを行う。
・食前後の飲み薬・点眼薬及び褥瘡・皮膚病等に使用する塗布薬・ガーゼ等の準備があれば、可能な範囲で処置のお手伝いを行う。
・当事業所は、医療機関ではないため、診断・治療・薬の処方・販売は行っていない。
- ④ 金銭、貴重品の管理
人の出入りの多い場所。利用料金以外での多額の金銭、高価な貴重品の持ち込みは原則禁止。
- ⑤ 食事
一人ひとりの状態に合った食事の提供を行うため、独自の判断による食べ物の持ち込みは原則禁止とする。
- ⑥ 設備・器具の利用
設備・器具は、従業員の指導のもとで使用するものとする。
- ⑦ 喫煙
敷地内での喫煙は禁止。
- ⑧ 宗教活動
個人の信仰は自由ですが、他人に影響を及ぼすような活動は禁止とする。
- ⑨ ペットの持ち込み
団体生活の中で個々人の嗜好、趣味が共通でないこと等から禁止とする。
- ⑩ 各種書類への同意署名
個人情報使用同意のもと、個人情報使用同意書に署名をしていただく。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 NEXT STAGE と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年 11 月 1日から施行する。